

広島県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成二十年四月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道焼山吉浦線	呉市吉浦町五斗木三四六七番一地从先から 呉市吉浦町五斗木三四六六番一地从先まで	平成二〇年三月二七日